

専用線サービス契約約款

令和7年4月

三菱電機デジタルイノベーション株式会社

目次

第1章 総 則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (取扱準則)	1
第4条 (用語の意味)	1
第2章 本サービスの品目等	2
第5条 (本サービスの品目)	2
第3章 契 約	3
第6条 (契約の種別)	3
第7条 (最低利用期間)	3
第8条 (契約の単位)	3
第9条 (契約の申込)	3
第10条 (契約申込の承諾)	3
第11条 (契約変更の申込)	3
第12条 (契約変更の承諾)	4
第13条 (契約に基づく権利の譲渡)	4
第14条 (契約者の地位の承継)	4
第15条 (契約者の氏名等の変更)	4
第16条 (契約者が行う契約の解約)	4
第4章 足回り回線の接続等	4
第17条 (足回り回線の接続等)	4
第18条 (契約者の指定場所への立入り)	4
第5章 契約者の端末設備等	5
第19条 (契約者の端末設備)	5
第20条 (端末設備の接続又は接続変更工事)	5
第21条 (端末設備の接続検査等)	5
第22条 (端末設備の接続の廃止)	5
第6章 管理範囲	5
第23条 (管理範囲)	5
第7章 通 信	5
第24条 (取扱地域)	5
第25条 (区間距離の測定)	5
第26条 (非常事態が発生した場合等の利用制限)	5
第27条 (設備の修理又は復旧)	5
第28条 (通信の停止)	6
第8章 料金等	6
第29条 (料金体系)	6
第30条 (料金及び工事費)	6
第31条 (料金の計算方法)	6
第32条 (料金の日割額)	6
第33条 (料金及び工事費の支払義務)	6
第34条 (料金等の請求及び支払)	6
第35条 (利用停止時の料金減額措置)	7
第36条 (金額の端数処理)	7
第9章 通信停止及び利用契約の解除等	7

第37条	(通信停止)	7
第38条	(契約の解除)	7
第10章	損害賠償	7
第39条	(損害賠償)	7
第40条	(免責)	8
第11章	雑則	8
第41条	(延滞利息)	8
第42条	(契約者の守るべき事項)	8
第43条	(技術的事項)	8
第44条	(協議)	8
第45条	(消費税)	8
第46条	(契約者情報の取扱い)	9
第47条	(自己責任の原則)	9
第48条	(禁止行為)	9
第49条	(秘密保持)	10

専用線サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

三菱電機デジタルイノベーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、この専用線サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより専用線サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、本サービスの料金変更その他重要事項に関する約款変更のときには、変更する日の1か月前までに、契約者にその旨を通知します。

第3条 (取扱準則)

当社は、この約款に従って、本サービスのための契約(以下「本サービス契約」といいます。)を契約者と当社の間で締結します。

2. 契約者は当社に対し、本サービス提供の対価を支払うものとします。

第4条 (用語の意味)

この約款の用語の意味は次のとおりとします。

用語	用語の意味
1. 契約申込者	当社に本サービス契約の締結を申し込んだ法人又は団体
2. 契約者	当社と本サービス契約を締結している者
3. 電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電気通信設備
4. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
5. 電気通信回線	電気通信設備たる回線
6. 専用線サービス	契約者の申込等により指定された区間において、電気通信回線を使用して、符号又は映像の伝送を行う電気通信サービス
7. 国際専用線サービス	契約者の申込等により指定された区間において、当社と外国の電気通信事業者が共同して設置する電気通信回線を専用的に使用させて、符号又は映像の伝送を行う電気通信サービス
8. 集線設備	契約者の回線を収容するための設備
9. アクセスポイント	集線設備を設置した当社の事業所
10. 端末設備	本サービスを利用するため、契約者が設置する電気通信設備
11. 基本回線	本サービスを提供するために、契約者の申込等により指定された区間の両端にある契約者の事業所に最も近いアクセスポイント間に当社が設定した電気通信回線
12. 足回り回線	当社の集線設備と契約者の端末設備を接続する電気通信回線
13. 回線接続装置	足回り回線の両端に設置する接続装置
14. 国際専用回線	国際専用線サービス契約に係る電気通信回線
15. 国際回線区間	国際専用回線に係る電気通信設備を設置している当社の事業所等から外国の電気通信事業者の設置する電気通信設備(国際関門局)までの区間
16. 国際回線部分	国際回線区間の国際専用回線

第2章 本サービスの品目等

第5条 (本サービスの品目)

本サービスの品目は次のとおりとします。

	品 目	内 容
符 号 品 目	1,200 b/s	1,200ビット/秒の符号伝送が可能なもの
	2,400 b/s	2,400ビット/秒の符号伝送が可能なもの
	4,800 b/s	4,800ビット/秒の符号伝送が可能なもの
	9,600 b/s	9,600ビット/秒の符号伝送が可能なもの
	19.2k b/s	19.2kビット/秒の符号伝送が可能なもの
高 速 品 目	64Kb/s	64kビット/秒の符号伝送が可能なもの
	128Kb/s	128kビット/秒の符号伝送が可能なもの
	192Kb/s	192kビット/秒の符号伝送が可能なもの
	256Kb/s	256kビット/秒の符号伝送が可能なもの
	384Kb/s	384kビット/秒の符号伝送が可能なもの
	512Kb/s	512kビット/秒の符号伝送が可能なもの
	768Kb/s	768kビット/秒の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1.152Mビット/秒の符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mビット/秒の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3.072Mビット/秒の符号伝送が可能なもの
	4.5Mb/s	4.608Mビット/秒の符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6.144Mビット/秒の符号伝送が可能なもの	
備考		
1. 64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/又は s1.5Mb/sの品目には次のサービスクラスがあります。 (1)通常クラス((2)以外のもの) (2)エコミークラス(故障の監視を回線単位で行わないもの)		

2 国際専用線サービスの品目は次のとおりとします。

品 目	内 容
64Kb/s	64kビット/秒の符号伝送が可能なもの
128Kb/s	128kビット/秒の符号伝送が可能なもの
192Kb/s	192kビット/秒の符号伝送が可能なもの
256Kb/s	256kビット/秒の符号伝送が可能なもの
384Kb/s	384kビット/秒の符号伝送が可能なもの
512Kb/s	512kビット/秒の符号伝送が可能なもの
768Kb/s	768kビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1.152Mビット/秒の符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	1.536Mビット/秒の符号伝送が可能なもの

3 前2項の規定にかかわらず、上記の品目以外のサービスを提供することがあります。その場合の提供条件等は、契約者と当社で別途協議することとします。

第3章 契約

第6条 (契約の種別)

本サービス契約の種別は次のとおりとします。

- (1) 専用線サービス契約
- (2) 国際専用線サービス契約(この約款において、国際専用線サービスと特記しない限りは専用線サービス契約の規定を準用します。)

第7条 (最低利用期間)

本サービスの契約には最低利用期間があります。最低利用期間は、利用開始日から起算して1年間とします。本サービスの提供は、最低利用期間満了日の3か月前までに契約者から書面による別段の申し出がない限り引き続き継続し、以降も同様とします。

- 2 利用開始日とは、契約者が契約を申込み、当社が承諾後、当社が指定する日とします。
- 3 最低利用期間内に本サービスの契約の解除があった場合には、最低利用期間満了日迄(当社の定める期日迄)に当社が契約者に請求する金額の総計を契約者は当社に支払うものとします。
- 4 本サービスの契約内容を変更された場合における最低利用期間の起算日は、変更後のサービス品目の提供が可能となった日で、当社が指定した日とします。

第8条 (契約の単位)

当社は、専用回線1回線ごとに本サービス契約を締結します。

第9条 (契約の申込)

本サービスの契約の申込みは、当社の定める契約申込書に次の事項を記載して当社の営業所に提出していただきます。

- (1) 契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所
- (2) サービスの種類及び品目
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) その他必要事項

第10条 (契約申込の承諾)

契約申込みがあったときは、次の場合を除き本サービスの提供を承諾します。

- (1) 契約申込者が本サービスの料金等の支払いを怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき。

第11条 (契約変更の申込)

契約者が次の事項について契約変更の申込みをされる場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、変更予定日の2か月前の当社営業日(変更予定日を算入せず、2か月とする。2か月前の当該日が、土曜、日曜、祝休日の場合は、直前の当社営業日)までに当社の営業所に提出していただきます。

- (1) 品目の変更
- (2) 専用回線の移転
- (3) 端末設備の変更
- (4) 契約者の指定場所の変更

第12条 (契約変更の承諾)

契約変更の申込みがあったときは、当社の業務遂行上、又は技術上著しい困難がある場合を除き、本サービスの変更を承諾します。

第13条 (契約に基づく権利の譲渡)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡できません。

第14条 (契約者の地位の承継)

契約者において合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

- 2 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から6か月以内の当社営業日(承継の日を算入せず、6か月とする。6か月後の当該日が、土曜、日曜、祝休日の場合は、直前の当社営業日)までに承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知していただきます。

第15条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、商号、住所又は代表者に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

第16条 (契約者が行う契約の解約)

契約者が契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の2か月前の当社営業日(解約しようとする日を算入せず、2か月とする。2か月前の当該日が、土曜、日曜、祝休日の場合は、直前の当社営業日)までに書面によりその旨を当社に通知していただきます。ただし、契約の解約はサービス利用開始後、1か年を経過している場合に限りです。

第4章 足回り回線の接続等

第17条 (足回り回線の接続等)

当社のアクセスポイントから契約者の端末設備までの、足回り回線及びその両端の回線接続装置は原則として当社が用意し、その提供条件等は、契約者と当社で協議します。

2. エコミーサービスに限り、新設及び変更に伴う工事は当社営業時間内に実施します。

第18条 (契約者の指定場所への立入り)

足回り回線の接続、回線接続装置の設置のため、当社が契約者の指定する場所へ立ち入るときは、当該場所における所定の手続きに従って入退場し、館内規則等を遵守します。

第5章 契約者の端末設備等

第19条 (契約者の端末設備)

当社の本サービスを提供できる端末設備は、別表第3号のとおりとします。

第20条 (端末設備の接続又は接続変更工事)

契約者が端末設備を接続し又はこれを変更するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者に工事を行なわせるか、又は実地に監督させるものとします。

第21条 (端末設備の接続検査等)

当社は、端末設備に異常があるなど当社の提供する本サービスの提供に支障があり、必要と認めるときは、その端末設備の接続が当社の技術基準等に適合するかどうかの検査を行なうことがあります。契約者に正当な理由がある場合などを除き、この検査を受けることを承諾するものとします。

- 2 第1項の検査を行なう場合は、当社の係員は所定の証明書を提示致します。

第22条 (端末設備の接続の廃止)

契約者は端末設備の接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 第21条(端末設備の接続検査等)第2項の規定は、端末設備の接続の廃止について準用させていただきます。

第6章 管理範囲

第23条 (管理範囲)

サービスの提供における、契約者と当社の管理範囲は別表第1号のとおりとします。

第7章 通信

第24条 (取扱地域)

本サービスの通信を取り扱う地域は、日本全国とします。

- 2 国際専用線サービスの通信を取り扱う地域は日本米国間とします。

第25条 (区間距離の測定)

区間距離は、当社の基準により測定させていただきます。

第26条 (非常事態が発生した場合等の利用制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供できない恐れが生じたときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条並びに総務省令で定める重要通信を確保するため、通信の一部を停止する措置をとることがあります。

第27条 (設備の修理又は復旧)

本サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、端末設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の旨請求をしていただきます。

- 2 当社の電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧致します。

第28条 (通信の停止)

当社は、電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときには本サービスを停止することがあります。

- 2 当社は前項の規定により本サービスを停止するときは、予めそのことを契約者に通知致します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第8章 料金等

第29条 (料金体系)

料金体系は次のとおりとします。

- (1) 専用回線料(月額固定)
- (2) 国際専用回線使用料(国際回線部分の使用料。)
- (3) 工事費

第30条 (料金及び工事費)

当社が提供する本サービスの料金及び工事費は別表第2号のとおりとします。

第31条 (料金の計算方法)

料金は、前月 16 日から当月 15 日の1か月分を当月分サービスとして算定させていただきます。

- 2 利用開始日は、当社より通知する利用開始日をもって利用を開始した日とみなします。
- 3 サービスを開始した最初の月については利用開始日が 16 日以外のとき、契約を解約した最後の月については解除日が 15 日以外のときは、サービス提供日数に対応するように月額の利用料金の日割計算を行ない、それを当該月分サービスの基本料金とします。日割額については、第 31 条の規定に従うものとします。

第32条 (料金の日割額)

月額利用料金の日割額については、別表第2号に示す専用回線料を暦日数で除したものを1日(24時間)当りの利用料金とします。

第33条 (料金及び工事費の支払義務)

契約者が当社の提供する本サービスに申込みをされ、当社がそれを引受けたときは、契約者は、第 30 条(料金及び工事費)の規定による料金を支払うものとします。

2. 足回り回線、回線接続装置を当社で用意する場合、契約者は前項の料金に加えて、別途足回り回線料、回線接続装置利用料等(工事費含む)別途算定する費用を別途支払うものとします。
3. 契約者は外国の電気通信事業者より当社に請求のあった国際回線部分に接続する外国の電気通信事業者が設置した専用回線使用料、回線接続装置使用料等(工事費含む)について別途算定する実費相当額を支払うものとします。

第34条 (料金等の請求及び支払)

工事等にかかわる一時費用は第1回の料金請求のときに併せて請求させていただきます。

- 2 当社は、当月分サービス料金を、当月末までに契約者宛に請求します。
- 3 契約者は、当社の請求書に定められた支払期日・方法により料金を支払うものとします。

第35条 (利用停止時の料金減額措置)

当社の責任によって、契約者にサービスを提供できなかったときは以下に示す場合に限り、対応する料金額を月額固定料金から減額させていただきます。

- (1) 第28条(通信の停止)に規定する通信停止が12時間以上連続するときは、その通信停止時間(12の倍数である部分)に対応する月額固定料金
 - (2) 第39条に規定する損害賠償の対象となる通信停止が起きたときは、その利用停止時間に対応する月額固定料金
- 2 前項の規定による減額料金については、第31条の規定を適用させていただきます。

第36条 (金額の端数処理)

料金その他の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

第9章 通信停止及び利用契約の解除等

第37条 (通信停止)

当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、本サービスを停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても料金、延滞利息の支払いがないとき。
 - (2) 当社の承諾を得ずに、専用回線に契約者の電気通信設備又は当社以外の者が提供する電気通信設備を接続したとき。
 - (3) 前2号の他、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務遂行又は当社の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。
- 2 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引続き停止させていただきます。
 - 3 前2項の通信停止期間中は、契約者は別表第2号の1の専用回線料を支払うものとします。

第38条 (契約の解除)

前条の規定により通知をした通信停止期間を経過し、なお契約者が前条各号のいずれかに該当する場合は、当社は本サービス契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定により契約を解除する場合は、第16条(契約者が行う契約の解約の規定は適用しません)。

第10章 損害賠償

第39条 (損害賠償)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によってそのサービスの提供ができなかったため、契約者に損害を与えたときは、そのことを当社に契約者から通知があった時刻(それ以前に当社がそのことを知ったときはその時刻)から連続して12時間以上本サービスを利用できなかった場合に限り、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(12の倍数である部分に限る)に対応する利用料金に相当する額の範囲内でその損害賠償に応じます。ただし、専用回線料金の月額を賠償の限度とします。ただし、国際専用線サービスについて賠償責任は負いません。

- 2 他の電気通信事業者の回線にその責めがある場合は、他の電気通信事業者からの損害賠償額の範囲内とします。
- 3 天災地変、事変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、争議行為、伝染病、疫病、サイバー攻撃その他不可抗力の場合、当社は免責とします。

第40条（免責）

当社は、第39条（損害賠償）第1項に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用により被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

第11章 雑則

第41条（延滞利息）

当社が提供する本サービスに関して契約者に請求した料金について、契約者から支払期日までにその料金のお支払いがないときは、支払期日の翌日から起算して、お支払い頂いた日の前日までの期間について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。

第42条（契約者の守るべき事項）

当社が設置する回線接続装置等の設備について、契約者は次の事項を遵守するものとします。

- (1) 善良な管理者の注意をもってその設備を維持、管理すること。
 - (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動し、取りはずし、変更し、又は分解しないこと。
 - (3) 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結し、又は他の機械等を取り付けないこと。
- 2 契約者は、当社が設置する設備について善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負うものとします。
 - 3 前2項の規定に違反してその設備を滅失し又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を契約者が負担するものとします。

第43条（技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、別表第3号のとおりとします。

第44条（協議）

この約款に記載されていない事項で本サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めることとします。

第45条（消費税）

第30条に規定する料金及び工事費及び第42条第3項に規定する費用は、消費税を含んでおりません。契約者に対しては、算定料金及び工事費等にその消費税法で定める消費税相当額を加算して請求させていただきます。国際専用線サービスにおいては当社が設置する回線接続装置の使用料及び工事費に消費税相当額を加算して請求させていただきます。

- 2 第 34 条に規定する請求書は、消費税を別枠で表示いたします。
- 3 第 41 条に規定する延滞利息については、前2項の規定は適用しません。
- 4 第 39 条の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

第46条 (契約者情報の取扱い)

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による電気通信サービスの提供、並びにそれらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

- 2 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。
 - (1) 契約者に対する電気通信サービスの提供業務
 - (2) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の提案業務
 - (3) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他営業促進活動業務
 - (4) 契約者の電気通信サービスの利用状況に関する分析業務
 - (5) 電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の開発業務
- 3 当社は、契約者から当社障害受付部門に対する電話による問合せ等をいただいた場合、サービス品質確保の為、通話内容を録音させていただいております。
- 4 当社は本サービス提供に際し、第三者サービスを利用する場合があります。

第47条 (自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

- 2 当社は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第48条 (禁止行為)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。(以下の行為には、ホームページ等による情報を発信する行為を含みます。)

- (1) 他の契約者又は第三者(国内外を問いません)又は当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (2) 他の契約者又は第三者又は当社の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為。
- (3) 他の契約者又は第三者又は当社を差別、又は誹謗、中傷し、又はその名誉又は信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺などの犯罪に結びつく、又は結びつく恐れのある行為。
- (5) 猥褻児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為。
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為。
- (8) 他の契約者又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (10) 公職選挙法に違反する行為。
- (11) 無断で広告、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- (12) 他の契約者又は第三者の設備など又は当社或いは他社のサービス用設備の利用又は運営に支障を与える行為。

(13)その他法令又は公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、又は他の契約者又は第三者に不利益を与える行為。

(14)前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ、情報等へリンクを張る行為。

第49条 (秘密保持)

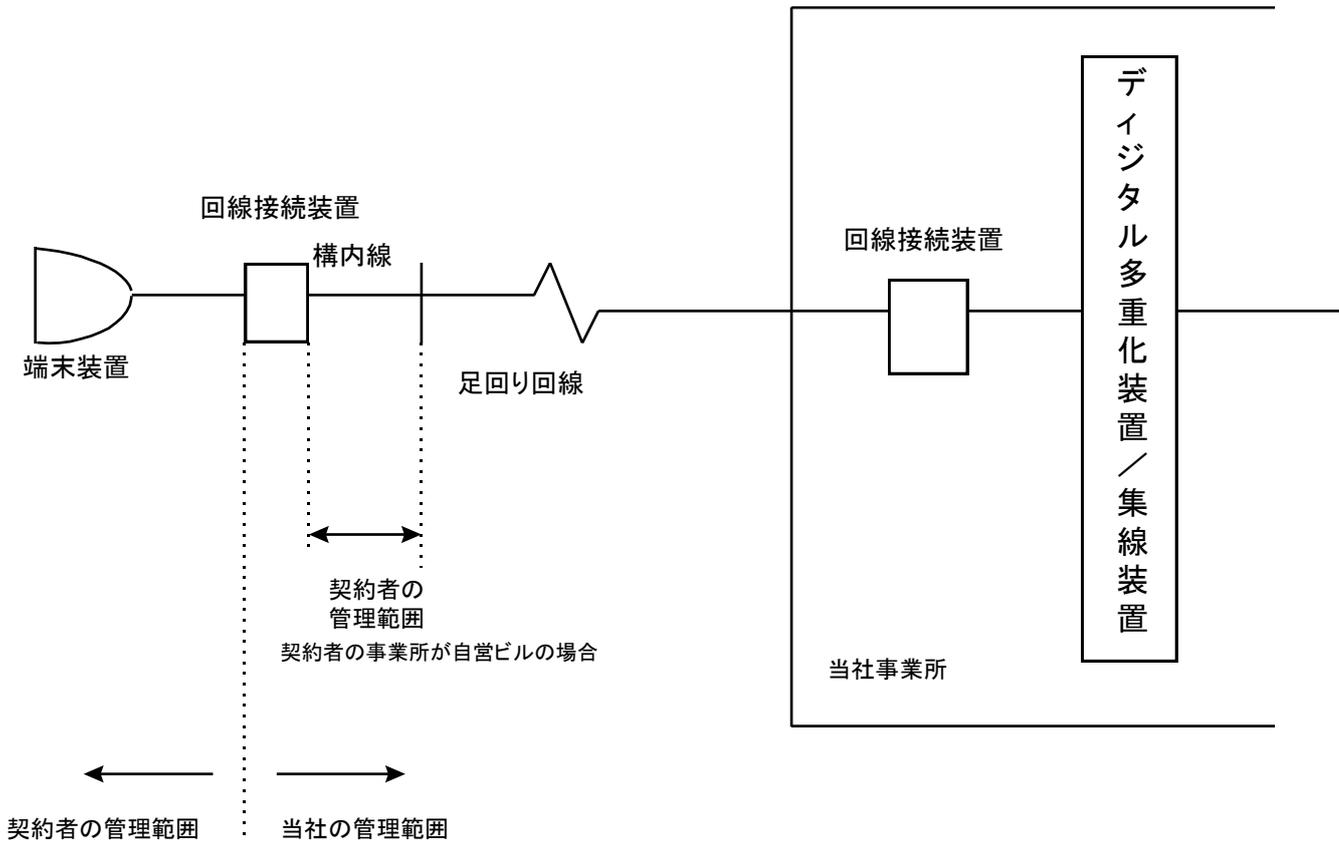
契約者及び当社は、本サービスに関連して知り得た相手方又は相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の秘密情報を本サービスの存続期間中はもとより、本サービス終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実又は当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察、裁判所又はその他の政府機関からの要請により、契約者情報の提供を求められた場合には、当該情報を関係法令の範囲内で提供することがあります。

附 則

- 1 この約款は、平成元年 4 月 16 日より実施します。
- 2 この約款は、平成 6 年 11 月 16 日より実施します。
- 3 この約款は、平成 7 年 11 月 16 日より実施します。
- 4 この約款は、平成 10 年 6 月 16 日より実施します。
- 5 この約款は、平成 10 年 9 月 16 日より実施します。
- 6 この約款は、平成 11 年 2 月 1 日より実施します。
- 7 この約款は、平成 12 年 4 月 16 日より実施します。
- 8 この約款は、平成 14 年 12 月 16 日より実施します。
- 9 この約款は、平成 16 年 4 月 1 日より実施します。
- 10 この約款は、平成 17 年 4 月 1 日より実施します。
- 11 この約款は、平成 20 年 12 月 1 日より実施します。
- 12 この約款は、平成 26 年 10 月 1 日より実施します。
- 13 この約款は、令和 2 年 4 月 1 日より実施します。
- 14 この約款は、令和 5 年 4 月 1 日より実施します。
- 15 この約款は、令和 5 年 12 月 25 日より実施します。
- 16 この約款は、令和 7 年 4 月 1 日より実施します。

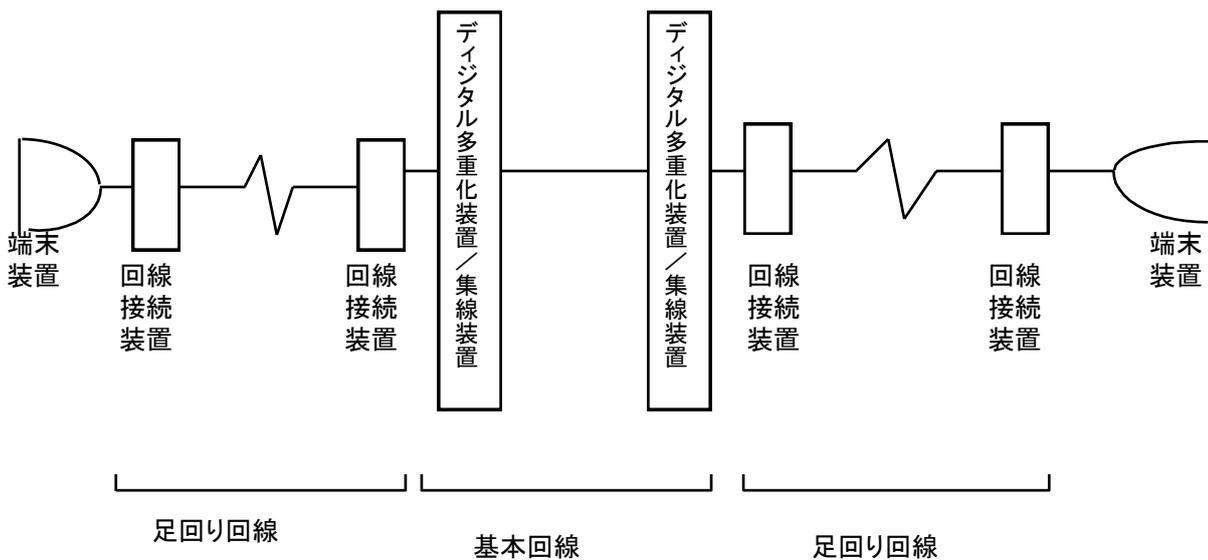
別表第1号<管理範囲>



注1) 当社の管理範囲には、回線の手配及び回線接続装置の設置を含みます。

注2) 当社のサービスする品目により、管理範囲が異なる場合があります。

<参考> 基本回線と足回り回線



注) 当社のサービスする品目により、提供形態が異なる場合があります。

別表第2号 <料金>

1. 専用回線使用料金(月額固定)

(1)符号品目の専用回線の場合

(単位:円)

回線距離	1,200b/s	2,400b/s	4,800b/s	9,600b/s	192kb/s
~10km	7,000	7,000	8,000	9,000	~15km
~20km	17,000	17,000	19,000	20,000	18,000
~30km	37,000	37,000	41,000	43,000	57,000
~60km	55,000	55,000	60,000	66,000	99,000
~90km	88,000	88,000	98,000	105,000	115,000
~120km					120,000
~180km	120,000	120,000	120,000	125,000	130,000
~240km	125,000	125,000	125,000	130,000	135,000
~300km	130,000	130,000	130,000	135,000	140,000
~400km	135,000	135,000	135,000	140,000	145,000
~480km	140,000	140,000	140,000	145,000	150,000
~500km	145,000	145,000	145,000	150,000	155,000
~600km	150,000	150,000	150,000	155,000	160,000
~700km	156,000	156,000	156,000	160,000	165,000
~800km	162,000	162,000	162,000	167,000	172,000
~900km	168,000	168,000	168,000	173,000	178,000
~1,000km	175,000	175,000	175,000	180,000	185,000
~1,500km	206,000	206,000	206,000	211,000	216,000

(2)通常クラスの専用回線の場合

(単位:円)

回線距離	64kbps	128kbps	192kbps	256kbps	384kbps	512kbps
~15km	76,100	88,000	219,000	227,300	242,900	256,800
~30km	109,200	135,900	297,200	325,800	379,100	416,000
~40km	123,900	142,300	351,500	380,100	414,100	448,200
~50km	126,700	146,900	369,000	389,300	427,900	465,600
~60km	128,500	150,600	375,500	396,600	439,900	481,300
~70km	130,300	154,300	381,000	404,000	450,000	495,100
~80km	132,200	157,000	384,700	410,400	459,200	507,100
~90km	133,100	159,800	389,300	415,000	466,600	517,200
~100km	134,000	162,600	392,900	420,600	473,900	527,300
~120km	135,900	166,200	398,500	427,000	485,000	541,100
~140km	138,600	169,900	404,000	435,300	496,000	555,800
~160km	140,500	173,600	409,500	441,700	506,100	568,700
~180km	141,400	177,300	414,100	448,200	516,300	581,600
~200km	143,200	180,000	418,700	454,600	525,500	594,500
~220km	145,100	182,800	423,300	461,000	534,700	606,400
~240km	146,900	186,500	427,900	467,500	543,000	618,400
240kmを超えるもの	146,900 円に 240km を超え る 20km まで 毎に 1,500 円 を加算した額	186,500 円に 240km を超え る 20km まで 毎に 3,000 円 を加算した額	427,900 円に 240km を超え る 20km まで 毎に 4,500 円 を加算した額	467,500 円に 240km を超え る 20km まで 毎に 5,900 円 を加算した額	543,000 円に 240km を超え る 20km まで 毎に 8,800 円 を加算した額	618,400 円に 240km を超え る 20km まで 毎に 11,900 円 を加算した額

(単位:円)

回線距離	768kbps	1Mbps	1.5Mbps	3Mbps	4.5Mbps	6Mbps
～15km	283,400	317,500	353,400	537,200	599,800	721,300
～30km	478,500	556,800	646,000	1,078,300	1,290,000	1,566,100
～40km	513,500	605,500	708,600	1,188,800	1,446,400	1,750,100
～50km	539,300	644,200	758,300	1,280,800	1,556,900	1,888,200
～60km	562,300	676,400	800,600	1,354,400	1,658,100	1,988,600
～70km	581,600	704,900	837,400	1,418,800	1,740,900	2,109,000
～80km	599,100	729,800	868,700	1,474,100	1,814,500	2,191,900
～90km	614,700	752,800	897,300	1,520,100	1,879,000	2,274,700
～100km	628,500	773,000	923,000	1,566,100	1,943,400	2,348,300
～120km	648,800	801,500	960,700	1,630,500	2,026,200	2,449,500
～140km	669,900	832,800	1,000,300	1,704,100	2,127,400	2,560,000
～160km	690,200	861,400	1,037,100	1,768,500	2,210,300	2,670,400
～180km	708,600	889,000	1,073,900	1,823,800	2,293,100	2,762,400
～200km	727,000	914,700	1,110,800	1,888,200	2,366,700	2,854,400
～220km	744,500	940,500	1,138,400	1,943,400	2,449,500	2,946,500
～240km	762,000	963,500	1,175,200	1,998,600	2,523,100	3,038,500
240kmを超えるもの	762,000 円に240kmを超える20km まで毎に16,500 円を加算した額	963,500 円に240kmを超える20km まで毎に24,800 円を加算した額	1,175,200 円に240km を超える20km まで毎に31,200 円を加算した額	1,998,600 円に240km を超える20km まで毎に55,200 円を加算した額	2,523,100 円に240km を超える20km まで毎に73,600 円を加算した額	3,038,500 円に240km を超える20km まで毎に88,300 円を加算した額

(3)エコミークラスの専用回線の場合

(単位:円)

回線距離	64kbps	128kbps	192kbps	256kbps	1.5Mbps
～15km	33,700	42,900	107,500	118,900	171,400
～30km	46,600	66,800	153,100	178,200	346,300
～40km	56,300	86,300	181,600	217,000	499,100
～50km	57,200	88,300	185,000	221,500	515,600
～60km	58,200	89,200	187,300	223,800	532,100
～70km	59,200	91,200	190,700	228,400	548,600
～80km	59,700	92,200	192,500	230,600	564,100
～90km	60,100	94,100	195,300	235,200	580,600
～100km	61,100	96,000	198,700	239,800	597,100
～120km	62,100	98,000	204,400	248,900	621,300
～140km	64,000	100,900	215,800	264,800	653,300
～160km	66,000	104,800	227,200	278,500	686,300
～180km	66,900	107,700	238,600	294,500	718,300
～200km	68,900	110,600	250,000	310,400	751,300
～220km	70,800	113,500	261,400	324,100	783,300
～240km	71,800	117,400	272,800	340,100	816,300
240kmを超えるもの	71,800 円に240km を超える20km まで毎に1,600 円を加算した額	117,400 円に240km を超える20km まで毎に3,100 円を加算した額	272,800 円に240km を超える20km まで毎に4,700 円を加算した額	340,100 円に240km を超える20km まで毎に6,200 円を加算した額	816,300 円に240km を超える20km まで毎に32,000 円を加算した額

注1)上記(1)、(2)、(3)の品目をサービスする場合において、提供形態により料金が異なる場合があります。

注2)上記(2)、(3)の料金は、足回り回線の料金、回線継続装置の料金を含みます。

注3)上記(1)の料金に加えて、別途足回り回線料、回線継続装置利用料等を別途お支払い頂きます。

注4)V.35、X.21 ヘインターフェースを交換する場合は、上記(2)、(3)の料金に別途算定する費用を加算して請求させていただきます。但し、品目が192kbps 及び256kbps、且つサービスクラスがエコミークラスのものを除きます。

2 国際専用回線使用料金

品目	料金額
64Kb/s	666,600 円
128Kb/s	1,109,400 円
192Kb/s	1,434,500 円
256Kb/s	1,722,800 円
384Kb/s	2,324,900 円
512Kb/s	2,874,200 円
768Kb/s	3,778,200 円
1Mb/s	4,561,400 円
1.5Mb/s	5,976,500 円

注1 上記料金その他、外国側専用回線の使用料等外国の電気通信事業者より当社に請求のあった実費相当額をお支払いいただきます。また、当該料金は実費の変動に伴い予告無しに変更することがあります。

注2 上記料金に加えて、足回り回線の料金、回線接続装置の料金をを別途お支払いいただきます。

3. 工事費

★新設工事費

工事内容	費用種別	工事費の額
専用回線の設定	専用回線新設工事費	別途算定する費用

■契約の変更に伴う工事費

工事内容	費用種別	工事費の額
品目の変更	専用回線変更工事費	別途算定する費用
指定場所の変更		

注1) 足回り回線、回線接続装置を当社で用意する場合は、新設、変更に伴う一時費用(別途算定)を上記の料金に加えてお支払い頂きます。

注2) 国際専用線サービスにおいて外国の電気通信事業者より当社に請求のあった実費相当額を一括してお支払いいただきます。

別表第3号 <技術的要件>

(1)符号品目の場合

品目	物理的条件	相互接続回路	電気的条件
1,200bps	25ピンコネクタ (ISO 標準IS2110 準拠)	ΠU-T 勧告 V24 準拠	ΠU-T 勧告 V28 準拠
2,400bps	25ピンコネクタ (ISO 標準IS2110 準拠)	ΠU-T 勧告 V24 準拠	ΠU-T 勧告 V28 準拠
4,800bps	25ピンコネクタ (ISO 標準IS2110 準拠)	ΠU-T 勧告 V24 準拠	ΠU-T 勧告 V28 準拠
9,600bps	25ピンコネクタ (ISO 標準IS2110 準拠)	ΠU-T 勧告 V24 準拠	ΠU-T 勧告 V28 準拠
19.2kbps	25ピンコネクタ (ISO 標準IS2110 準拠)	ΠU-T 勧告 V24 準拠	ΠU-T 勧告 V28 準拠

(2) 高速品目の場合

①サービスクラスが通常クラスであるもの(全品目)とエコミークラスであるもの(64kbps、128kbps、1.5Mbps)で、且つV. 35、X. 21へインターフェイスを変換しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	
64Kb/s	8ピンコネクタ ISO 標準 IS8877 準拠	192kbps	AMI 符号	
128Kb/s				
192Kb/s		1,544kbps		
256Kb/s				
384Kb/s				
512Kb/s				
768Kb/s				
1Mb/s		6,312kbps		B8ZS 符号
1.5Mb/s				
3Mb/s				
4.5Mb/s	BNC コネクタ JIS C5412-1976 C02 準拠	6,312kbps	B8ZS 符号	
6Mb/s				

②サービスクラスがエコミークラスであるもの(192kbps、256kbps)、また、それ以外で且つV. 35、X. 21へインターフェイスを変換する場合

	物理的条件	相互接続回路	電気的条件
V. 35	34ピンコネクタ (ISO 標準IS2593 準拠)	回路定義 V. 24 動作条件 V. 35	V. 25/V. 28
X. 21	15ピンコネクタ (ISO 標準IS4903 準拠)	回路定義 X. 24 動作条件 X. 21	V. 11